

消費生活相談会カレンダー

協定を結んでいますので、かつらぎ町にお住いの方でも、橋本市、九度山町、高野町において実施される消費生活相談会をご利用できます。お気軽にご相談ください！

かつらぎ町 原則第1火曜日

10月3日(火)
 11月7日(火) かつらぎ町役場
 12月5日(火)
 1月9日(火) 相談時間
 2月6日(火) 午後1時～4時
 3月5日(火)

橋本市 原則第3火曜日

10月17日(火) 橋本市役所
 11月21日(火) 消費生活センター
 12月19日(火)
 1月23日(火) 相談時間
 2月20日(火) 午後1時～4時
 3月19日(火)

九度山町 原則第4火曜日

10月24日(火)
 11月28日(火) 九度山町
 12月28日(火) ふるさとセンター
 1月30日(火)
 2月27日(火) 相談時間
 3月26日(火) 午後1時～4時

高野町 原則第2火曜日

10月10日(火)
 11月14日(火) 高野町役場
 12月12日(火)
 1月16日(火) 相談時間
 2月13日(火) 午後1時～4時
 3月12日(火)

一人で悩まず相談しましょう

消費者ホットライン ☎ 188

消費者ホットライン188は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

大切なのは、すぐに相談することです。
 困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。

かつらぎ町消費生活相談窓口
 【相談ダイヤル】0736-22-0300
 8:30～17:15
 (土日、祝日、年末年始は除く。)

和歌山県消費生活センター
 【相談ダイヤル】073-433-1551
 平日 9:00～17:00
 土・日 10:00～16:00(電話相談のみ)
 (祝日、年末年始は除く。)

電話で身に覚えのない未納料金を請求する詐欺にご注意！



ポイント



- 電話で身に覚えのない未納料金を請求される詐欺に関する相談が多数寄せられています。
- 自動音声や実在する事業者の名称を用いて電話をかけてくるケースがあるため注意が必要です。
- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。
- 「非通知」や「通知不可能」と表示される電話、知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。

消費者被害の防止に！

「自動通話録音機」無料で貸出します

振込め詐欺などの特殊詐欺被害や悪質商法などによる消費者被害を未然に防止するため、警告メッセージと録音機能がついた「自動通話録音機」を貸出します。

- 【対象者】
- ① 町内にお住まいの 65 歳以上でひとり暮らし、または 65 歳以上の方だけで構成される世帯
 - ② 機器を設置できる固定電話をお持ちの方
 - ③ 緊急通報装置を固定電話に接続していない方

問い合わせ かつらぎ町役場 産業観光課 商工観光係（内線 2 1 0 3）

